

# 遍照山 慈光寺 永代供養規定

1. 契約は、当寺既定の申込用紙に署名捺印し、別に定める永代供養料を添えて申し込みください。
2. 事情により契約を解除しても、永代供養料は還付しません。
3. 当寺は納骨後、永代過去帳に戒名・俗名・没年月日・享年を記帳し、また墓石板にも同様に刻字して、永代供養塔の左右に設置します。  
  
また、毎年 4 回の合同供養(春彼岸・お盆・秋彼岸・開山忌)を当寺が続く限り、永代にわたってご供養致します。
4. ご遺骨は、当寺及び永代供養申込者と合意の上、永代供養塔内納骨堂に安置、もしくは合祀埋葬致します。改葬、分骨等のご遺骨の返還は、いかなる理由があっても返還できません。
5. 本規定にない事柄は、墓地管理者である当寺の住職の判断とします。

永代供養塔のご案内

永代供養塔



とても陽当たりがよい場所で

しゃか  
お釈迦さまの座られている「蓮華座」にあやかって

れんげざ  
「蓮光」と名付けました。

れんこう  
慈光寺住職 合掌



「後継者がいない。」「埋骨する場所のあてがない。」などの諸事情でお困りの方に代わり、納骨後永代にわたってお寺が供養 及び 管理をするための墓所です。

## 永代供養塔 蓮光のご利用方法について

### あとの憂い<sup>うれ</sup>が少しでも楽になるように…

近年、皆様のこういうお声を耳にする機会が増えてまいりました。

- 将来ご先祖さまのお墓を護る後継者(子供)がいない。
- 後継者が遠方に居を構えており、いずれ疎遠になることが明らかで不安である。
- 独身、離婚などにより自分単身の入る墓を得たいが、供養してくれる人がいない。
- 子供が娘しかなく、家のお墓のために我が子の人生を拘束したくない。
- 結婚により、実家の代が途絶え、お墓の面倒を見るのが難しい。

上記のような諸事情でお困りの方に代わり、納骨後永代にわたってお寺が供養 及び 管理をするための墓所です。

### ❖ 納骨方法

永代供養塔内の納骨堂に、骨箱(骨壺)にて一定期間(十三回忌を目安)安置・納骨し、その後は合祀(お骨を出して土に返す合葬)されます。(※例外もあり)



(釈迦如来台座下の納骨堂内の写真)

### ❖ 永代供養料について

一霊につき \_\_\_\_\_ 50万円

ご夫婦で生前にお申し込みの場合 \_\_\_\_\_ 80万円

【以後の維持管理料は一切かかりません。】

また、先祖代々のお骨をすべて納骨する場合はご相談ください。

ただし、一応の目安として

一定期間、骨壺で安置をお望みの時 \_\_\_\_\_ 預かる骨壺等の数 × 50万円

直接、合祀(合葬埋骨)で構わない時 \_\_\_\_\_ 50万円

## ❖ その他の詳細 及び 補足

### 供養料に含まれるもの

- \* 納骨の際の回向料（読経料）
  - \* 納骨にかかる手数料
    - ※ ただし、改葬の際にかかる諸経費や骨壺代などは含まれません。
    - お付き合いのある墓石店とご相談ください。
  - \* 毎年、春彼岸・お盆・秋彼岸・開山忌法要の年4回の「合同供養」を永代に執り行います。
  - \* 墓石板への刻字料（戒名、俗名、命日、享年 または ～家先祖代々など）
  - \* 墓所の清掃、管理全般
- ※ 葬儀、戒名授与、命日の回向は含まれません。
- それらもご希望の方は別にご相談ください。

### 利用資格 と お申込方法

- ◆ それまでの宗旨・宗派は問いません。  
当山の檀家以外でも構いません。葬儀まではこれまでの菩提寺で行ってきてください。また、すでに納骨されている方の改葬も受付いたします。  
ただし、ご利用にあたっては、下記の事が必須となります。
  - ① これまでの菩提寺へ当山に納骨のご許可を必ず頂くこと。  
(これまでの菩提寺のお檀家さんをやめる必要はありません。)
  - ② 納骨の際のご回向（ご供養）の仕方は時宗の法式となること。  
(時宗の法式は「南無阿弥陀仏」のお念仏を称えます。)
- ◆ 別に定める「永代供養規定」に承諾の上、申込用紙にてお申し込み頂き、供養料を納付して利用許可となります。
- ◆ 供養料は一括納付のみです。(分割納付はお断りいたしております。)
- ◆ お遺骨を納骨してからは、供養料の払い戻しは一切できません。